

財務省告示第百三号

個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）第五十二条並びに個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第十二条第一項及び第二項の規定に基づき、個人情報の保護に係る財務大臣の権限又は事務に属する事項の一部について委任を行うこととしたので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十七年三月二十五日

財務大臣 谷垣 禎一

一 委任する権限又は事務及び委任を受ける職員の官職

財務大臣の所掌に係る法第三十二条から第三十四条まで、第三十七条、第三十九条、第四十条及び第四十六条から第四十八条までに規定する権限又は事務のうち、次表上欄に掲げる機関の所掌に係るものについては、同表下欄に掲げる職員に委任すること。

国税庁	国税庁長官
財務局（財務支局を含む。）	財務局長（財務支局にあっては、財務支局長）

税関	沖繩地区税関
税関長	沖繩地区税関長

二 委任の効力の発生する日

平成十七年四月一日